

警 務 課	局長	総務部長	監察官	課長	次席	室長	課長補佐	係長

何い
■補佐 ■出席され
10/11 FAX済

各管区警察局総務部長

事務連絡

警視庁総務部長殿

平成12年10月6日

各道府県警察本部長

警察庁長官官房総務課長

情報公開担当者会議の開催について（通知）

みだしの件については、下記のとおり開催することとしたので、情報公開担当者を出席させられたい。なお、詳細は別途連絡する。

記

1 日時

平成12年10月27日（金） 午後1時30分～5時00分

2 場所

警察庁大会議室（総合庁舎7階）

3 出席者

各管区警察局及び都道府県警察の情報公開担当課長補佐等（2名以内）

なお、別紙に出席者を記載し、10月13日（金）までに担当宛て送付願いたい。

本件担当 長官官房総務課情報公関係

（警電 ■■■■■ FAX 800-2173

メール 情報公開・政策評価第二係長 ■■■■■）



別紙

平成12年10月 日

警察庁長官官房総務課情報公開係宛て

発信者

情報公開担当者会議の出席者は、下記のとおりとします。

記

氏名		
課・職名・階級		
警電番号		

別紙

平成12年10月11日

警察庁長官官房総務課情報公開係宛て

発信者 中部管区警察局、総務部警務課長

情報公開担当者会議の出席者は、下記のとおりとします。

記

氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
課・職名・階級	警務課企画補佐警部	警務課企画係長・警部補
警電番号	[REDACTED]	[REDACTED]

警務課	局長	総務部長	監察官	課長	次席	室長	課長補佐	係長

会計課

会計課



会議次第

平成12年10月27日

於：警察庁大会議室

1:30~1:35 総務審議官訓示

1:35~1:45 総務課長指示

1:45~2:05 総務課企画官指示

2:05~2:25 会計課理事官指示

2:25~2:55 総務課課長補佐指示

2:55~3:10 質疑応答

3:10~3:25 休憩

3:25~3:45 事例発表（宮城県警察）

3:45~5:10 講演「情報公開制度の運用について」

10.27 情報公開担当者会議出席者

都道府県	所属・職名	階級等	氏名	所属・職名	階級等	氏名	警電
北海道	総務課課長補佐	警 部	今野 幸夫	総務課係長	事務吏員	[REDACTED]	
東 北	警務課課長補佐	警 部	[REDACTED]	警務課係長	事務官	[REDACTED]	
青 森	警務課課長補佐	警 部	越川喜代志				
岩 手	警務課情報企画官	警 視	菊池 義憲	警務課課長補佐	警 部	小川 肇	
宮 城	警務課上席鑑定官	警 視	佐藤 秀功	警務課課長補佐	警 部	丹野 譲二	
秋 田	情報管理課長	警 視	伊東 幸博	情報管理課鑑定官	警 視	本多 英昭	
山 形	警務課企画調査官	警 視	小林 邦憲	警務課課長補佐	事務吏員	三浦 秀吉	
福 島	情報管理課情報管理官	警 視	山田 憲	情報管理課補佐	警 部	佐藤 正人	
警視庁	文書課管理官	警 視	有吉 正典	文書課主査	警 部	[REDACTED]	
関 東	警務課課長補佐	警 部	[REDACTED]	警務課係長	技 官	[REDACTED]	
茨 城	総務課課長補佐	警 部	倉田 泰近	総務課係長	警 部	補	
栃 木	総務課課長補佐	事務吏員	岩松 道男	総務課係長	警 部	補	
群 馬	警務課課長補佐	警 部	神野 明男	警務課係長	警 部	補	
埼 玉	総務課課長補佐	警 部	木村 宏志	総務課係長	警 部	補	
千 葉	警務課管理官	警 視	村上 徹	警務課課長補佐	警 部	前田 弘司	
神奈川	警務課企画担当代理	警 視	佐藤 信晶	警務課課長補佐	警 部	横田 善信	
新潟	警務課課長補佐	警 部	井口 隆夫	警務課係長	警 部	補	
山 梨	情報管理課課長補佐	警 部	古屋 正人				
長 野	情報管理課課長補佐	事務吏員	室賀 伸明	情報管理課係長	警 部	補	
静 岡	警務課文書監理係長	事務吏員	伏見 和男	警務課課長補佐	警 部	北澤 博	
中 部	警務課課長補佐	警 部	[REDACTED]	警務課係長	警 部	補	
富 山	警務課調査官	事務吏員	宮西 義博	警務課係長	警 部	補	856-4549
石 川	警務課課長補佐	警 部	藪上 治吉	会計課課長補佐	警 部	遠田 武司	[REDACTED]
福 井	警務課企画官	警 視	稻 正和	警務課課長補佐	警 部	平谷 貞樹	
岐 阜	総務課課長補佐	警 部	下枝 久夫	総務課課長補佐	警 部	所 高弘	852-731-388
愛 知	住民サービス課課長補佐	警 部	小川 直哉	住民サービス課補佐	警 部	本多 孝敏	
三 重	警務課調査官	警 部	水井 寛	警務課課長補佐	事務吏員	長井 一三	
近 畿	警務課係長	事務官	[REDACTED]				
滋 賀	総務課課長補佐	警 部	青木 喜十	総務課係長	警 部	補	
京 都	総務課調査官	警 視	廣崎 松雄	総務課課長補佐	事務吏員	乾 正明	
大 坂	総務課管理官	警 視	幸山 信幸	総務課係長	事務吏員	[REDACTED]	861-2365
兵 庫	総務課課長補佐	警 部	菅野 利郎	総務課課長補佐	警 部	世登 孝彦	
奈 良	警務課課長補佐	警 部	和田 彰彦				
和歌山	警務課課長補佐	警 部	亀位 義之	警務課係長	事務吏員	[REDACTED]	866-2128
中 国	警務課課長補佐	警 部	[REDACTED]	警務課係長	警 部	補	
鳥 取	警務課係長	警 部	[REDACTED]				875-2639
島 根	警務課課長補佐	警 部	三木 昭一				
岡 山	警務課調査官	事務吏員	石原 十郎	警務課課長補佐	警 部	三ノ上 進	
広 島	総務課文書管理室長	警 視	圓山 賢治	総務課主任	巡查部長	[REDACTED]	871-2142
山 口	警務課課長補佐	警 部	林 直樹	警務課課長補佐	警 部	中村美佐夫	
四 国	警務課課長補佐	警 部	[REDACTED]				
徳 島	企画監察課文書監理係長	事務吏員	下村 一秀	企画監察課補佐	警 部	久次米昌弘	
香 川	総務課文書室長心得	警 部	内海 豊博	総務課課長補佐	警 部	東原 弘志	
愛 媛	警務課課長補佐	警 部	谷村日出男	警務課係長	警 部	補	
高 知	警務課文書管理室長	警 視	新名 実	警務課課長補佐	警 部	上村 和宏	
九 州	警務課課長補佐	警 部	[REDACTED]	警務課係長	事務官	[REDACTED]	
福 岡	警務課課長補佐	警 部	中尾健次郎	総務課課長補佐	警 部	金堀 勇治	
佐 賀	警務課課長補佐	警 部	貝原文樹	警務課係長	事務吏員	[REDACTED]	
長 崎	警務課文書管理室長	警 視	大島 英吾				
熊 本	警務課課長補佐	警 部	宮崎 正道	警務課課長補佐	事務吏員	高宮 法昭	
大 分	警務課文書監理指導官	警 視	尾花 清文	警務課係長	警 部	補	[REDACTED]
宮 崎	総務課総務調査官	警 視	永野 文章	総務課課長補佐	警 部	黒木 典明	
鹿児島	警務課調査官	警 視	竹之下 忍	警務課課長補佐	警 部	熊丸 哲治	
沖縄	警務課課長補佐	警 部	松川 博明	警務課係長	警 部	補	[REDACTED]

情報公開担当者会議席次表

総務課課長補佐	総務課企画官	指示席	総務課長	会計課理事官
---------	--------	-----	------	--------

発表席

秋田	宮城	岩手	青森	東北管区	北海道
----	----	----	----	------	-----

栃木	茨城	関東管区	警視庁	福島	山形
----	----	------	-----	----	----

山梨	新潟	神奈川	千葉	埼玉	群馬
----	----	-----	----	----	----

福井	石川	富山	中部管区	静岡	長野
----	----	----	------	----	----

京都	滋賀	近畿管区	三重	愛知	岐阜
----	----	------	----	----	----

鳥取	中国管区	和歌山	奈良	兵庫	大阪
----	------	-----	----	----	----

徳島	四国管区	山口	広島	岡山	島根
----	------	----	----	----	----

佐賀	福岡	九州管区	高知	愛媛	香川
----	----	------	----	----	----

沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎
----	-----	----	----	----	----

出入口

情報公開審査会等に関する規定状況

H12.10.20

都道府県	審査会委員					部会制	政治的中立性	規定期定	罷免権	インカーメラ	守秘義務	罰則規定	備考
	人數	任命	A	B	C								
10 人 以 内	7 人 以 内	6 人 以 内	5 人 以 内	4 人 以 内	A 人 以 内	B 人 以 内	C 人 以 内	D 人 以 内					
北海道	○			○					○				
青森		○	○						○	○			
岩手	○	○							○	○	○		
宮城	○	○							○	○			
秋田	○	○							○				
山形	○	○							◎	○	○	インカーメラを拒むことができない旨の規定がない。	
福島	○	○							○	○	○		
東京	○			○	○	○	○	○	○	○	○		
神奈川	○			○	○				○	○	○		
新潟	○			○					○				
長野	○	○							○	○	○		
岐阜	○	○		○					○	○			
愛知	○	○							○	○			
三重	○		○			○	◎	○	○	○	○	「公正不偏の立場で調査審議をしなければならない」との規定。	
滋賀	○			○					○	○			
京都	○	○							○				
大阪	○	○							○	○			
兵庫	○	○							○	○	○		
奈良	○	○							○				
和歌山	○	○							○				
福井	○	○							○	○			
鳥取		○	○						○	○	「みだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない」との規定。		
島根	○	○							○				
岡山	○	○							○	○	○	守秘義務は規則で規定。	
広島	○	○							○				
山口	○	○							○				
徳島	○	○							○				
香川	○	○			○				○	○			
愛媛		○	○						○				
高知	○		○						○				
福岡	○			○					○				
佐賀		○	○						○	○			
長崎	○	○			○				○				
熊本	○	○		○					○	○			
大分	○	○		○					○				
宮崎	○	○							○				
鹿児島	○	○							○				
沖縄	○	○		○					○				

・「都道府県」欄の網掛けは、警察を実施機関とする条例が成立している都道府県

・改正条例が成立し、施行前の場合は、当該条例で記載

・「◎」は備考欄で説明

・「審査会委員」の「任命」欄 A : 学識経験を有する者の中から知事が任命

B : 識見を有する者の中から知事が任命

C : 知事が任命

D : 学識経験を有する者、県民から公募した者、その他知事が適当と認める者から知事が任命

資料2

情報公開条例に適用される警察の保有文書

H12.10.26

都府県	適用文書	施行時期
山形	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
福島	・平成12年10月1日以後に作成又は取得した公文書	公布の日(H12.3)から2年以内の規則で定める日
東京	・保有する全ての公文書	公布の日(H12.7)から1年以内の規則で定める日
茨城	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
群馬	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
神奈川	・平成12年4月1日以後に作成又は取得した行政文書 ・平成12年4月1日前に作成又は取得した行政文書で規則で定めるもの	公布の日(H12.3)から1年7月以内の規則で定める日
山梨	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
静岡	・平成13年4月1日以後に作成又は取得した公文書 ・平成11年4月1日から平成13年3月31までの間に作成又は取得した決裁又はこれに準ずる手続が終了し管理している文書及び図画 ・平成11年4月1日前に作成又は取得した保存期間が永年の決裁又はこれに準ずる手続が終了し管理している文書及び図画 ・平成11年4月1日前のもので、公安委員会規則で定める日以後に作成又は取得した保存期間が有限の決裁又はこれに準ずる手続が終了し管理している文書及び図画	平成14年4月1日
愛知	・平成13年4月1日以後に作成又は取得した行政文書	公布の日(H12.3)から2年以内の規則で定める日
三重	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
滋賀	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
大阪	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
兵庫	・保有する全ての公文書	規則で定める日
鳥取	・保有する全ての公文書	規則で定める日
香川	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
佐賀	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に決裁、供覧等の手続が終了した公文書	平成14年4月1日までの間の公安委員会規則で定める日
熊本	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した行政文書 ・平成13年10月1日から公安委員会、警察本部長の施行の日までの間に作成、取得した行政文書は任意的開示の対象	公布の日(H12.9)から2年以内の規則で定める日

資料3

犯罪捜査等情報の「実施機関の第一次的判断の尊重」に関する第三者機関の提言等について

都道府県	年月	第三者機関名称	提言等の内容
青森	H11.11	青森県情報公開制度改善検討懇話会	公安委員会が実施機関に加わる場合には、公安委員会の保有する情報の特殊性、全国的統一性の観点から、情報公開法との整合性について配慮する必要があると認められる。
岩手	H10.9	岩手県公文書公開審査会	公安委員会（警察）を実施機関に加えることに対し、情報公開法案と同様に、本号を刑事法の執行を中心としたものに限定するとともに、実施機関の第一次判断権の尊重規定を盛り込むことが適当である。これは、警察業務の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、国の制度との整合性を図る必要があることによるものである。
福島	H11.11	福島県情報公開制度懇談会	犯罪捜査情報の開示・非開示の判断に当たっては、警察行政の統一性の観点や、政策的、専門的、技術的判断を要することから、現行規定を法のように犯罪の予防・捜査等に代表される刑法の執行を中心とした規定とし、実施機関が刑事法執行等の支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当の理由がある情報を非開示とするよう、実施機関の第一次的判断を尊重する規定に変更することが適当である。
東京	H10.9	東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会	都公安委員会（警視庁）を新たに実施機関とすることに対応し、国の法案と同様、本号を犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定した上で、実施機関が当該刑事法執行等に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報を非開示とする規定に変更する。これは、警察行政には全国相互関連性があり、統一性が求められることなどから、国との整合性を図る必要があるためである。
茨城	H11.11	茨城県情報公開懇話会	公安委員会を実施機関に加えることとすると、全国的な一体性や統一性が求められることから、法と同様、刑事法の執行を中心としたものに限定し、犯罪の予防、捜査等情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次判断権を尊重する規定とすべきである。
埼玉	H12.3	埼玉県行政情報公開制度懇話会	警察行政は、広域捜査など全国相互関連性及び統一性が求められるので、情報公開法と整合性のとれた規定にする。
千葉	H12.8	千葉県公文書公開審査会	警察事務の特殊性及び警察活動の広域的齊一性の確保という観点から、本号を情報公開法の規定と整合のとれた規定とする必要がある。
神奈川	H11.3	神奈川県公文書公開運営審議会	公安委員会の業務には国家公安委員会や他都道府県公安委員会等との密接な連携のもとで処理される事務が多いから、刑事警察に係る非公開情報を定めるにあたっては、国の法律との均衡等を配慮する必要がある。
山梨	H11.9	山梨県公文書公開制度運営委員会	公安委員会の業務には国家公安委員会や他の都道府県公安委員会との密接な連携のもとで処理される事務が多いことから、刑事警察に係る非公開情報を定めるにあたっては、法との均衡等に配慮する必要がある。
長野	H12.3	情報公開懇話会	現行条例の規定を情報公開法のように改正することについては、公安委員会（警察）を実施機関に加える時点で、国や他の都道府県の動向を見極めて規定の整備を行うことが適当である。
静岡	H12.3	静岡県情報公開懇話会	この情報については、「その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められ、このような事情を前提とすると、司法審査の場においては、裁判所は行政機関の長の第一次的判断を尊重し、司法審査はその判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するのが適当である。」という情報公開法の規定にならうことが必要である。
石川	H12.9	石川県情報公開制度懇話会	本件の場合も、警察行政の特殊性に鑑み、法に準じて、実施機関の第一次的判断権を尊重する規定とすることが適当である。
福井	H11.12	福井県情報公開懇話会	公安委員会を実施機関に加える際には、他の都道府県の条例改正の動向も見ながら、情報公開法の規定や趣旨にあわせた整理検討を行なべきである。
岐阜	H12.9	岐阜県公文書公開審査会	公安委員会（警察本部長）が実施機関に加わった場合、本規定を適用すべき場合の中心が公安委員会（警察本部長）の保有する情報になると想定されるので、警察業務の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、国の制度との整合性を図る必要があると考える。
愛知	H11.11	愛知県公文書公開審査会	条例の実施機関に公安委員会が加わるとした場合、警察活動の全国的な統一性の観点から、本号は法第5条第4号との整合性を図る必要がある。
三重	H11.7	三重県情報公開懇話会	公安委員会（警察）を実施機関に加えることに対応し、法と同様に、本号を刑事法の執行を中心としたものに限定するとともに、実施機関の第一次的判断権の尊重規定を盛り込むことが適当である。これは、警察の保有する情報の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、法との整合性を図る必要があることによるものである。
滋賀	H12.5	滋賀県情報公開懇話会	新たに公安委員会（県警察）を実施機関に加える場合は、警察業務の全国的な相互関連性を考慮し、非公開情報の取扱いについても統一を図る必要がある。このようなことから、情報公開法と同様に本号の規定を犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定するとともに、その活動の特性にかんがみ実施機関の第一次的判断を重視する規定とすることが適当である。
兵庫	H11.12	兵庫県公文書公開審査会	公安委員会や警察本部長を実施機関に加えた場合、警察行政の全国的な相互関連性から、非公開情報についても統一を図る必要があり、また、実施機関の第一次的判断に関する規定を設けるのであれば、非公開情報の範囲を限定する必要もあるため、法律の公共安全情報（第5条第4号）の規定に倣って改めることが適当である。
島根	H12.4	島根県情報公開審査会	公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることにより、警察行政の全国的な統一性や一体性の確保及びその保有する情報の特殊性から、本号を警察行政、特に犯罪予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定することが必要であるとともに国家公安委員会及び警察庁との関連から情報公開法との整合性を図ることが適当である。
香川	H11.12	香川県情報公開制度検討懇談会	公安委員会（警察本部）を実施機関に加えた場合、警察業務の特殊性、全国的な統一性を求めることがから、国の制度との整合性を図る必要がある。このようなことから、法律と同様に本号の規定を犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定するとともに、実施機関の第一次的判断を尊重する規定も新たに設けることが適当である。
愛媛	H10.5	愛媛県情報公開検討委員会	公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報は非開示とするのが適当である。なお、この種の情報については、犯罪等の関する将来予測のためには、専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、上記のとおり「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定し、司法審査において、行政機関の判断が尊重されるべき旨を明確にする必要がある。
熊本	H12.6	熊本県公文書開示審査会	新たに公安委員会及び警察本部長が加わる場合は、警察活動の全国的な統一性の観点から、本号は法第5条第4号との整合性を図る必要がある。その際、法にならい、適用範囲は刑事法の執行を中心とした活動に限定するとともに、実施機関の一次的判断権を尊重する規定を整備すべきである。

○ 論点

条例改正に係る質疑応答

吉城県情報公開条例第8条第4号 県(知事)案~第一次的判断権の尊重規定がない	情報公開法第5条第4号及び13都県の条文 県警察へ第一次的判断権の尊重規定がある
公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報の理由がある情報	公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることに相当する理由がある情報

○ 犯罪予防・捜査等に関する情報

No	議員質問要点	本部長の答弁要旨
1	○ 情報公開制度に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会・県警としては、警察行政の円滑な運営のために県民の理解と協力が不可欠であり、行政の透明性確保と説明責任遂行が大切と考えている。 ○ しかし、実施機関に加わるためには、警察の保有している情報が、個人のプライバシーにかかるもの、犯罪捜査に関する情報など、秘密の保持が強く求められることから、「犯罪者や犯罪を犯そうとする者に悪用されない仕組み」が必要である。 ○ 上記の仕組みは、県民にとって最も基本的な価値である「安全で安心な生活の確保」のため重要であると認識している。 ○ 知事が有する一般行政運営情報のように、単なる行政内部の支障ではなく、治安に直結する情報である。
2	○ 本条例に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の理由から、法と同様の規定にする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来非開示とするべき捜査情報等が公にされる可能性が高い ・ 警察業務の特殊性から、全国警察が情報を共有しており、他の県警や警察庁との情報交換が阻害される
3	○ 日本の警察制度～全国一體性、自治体警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治の精神を尊重。 ○ 警察事務には、地方的性格と国家的性格の両方がある。 ○ 個々の事務ごとに地方的性格と国家的性格の区別を行うことは困難であるから、警察法では、執行的性格を有する警察事務を都道府県に委ねている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法147条（地方公共団体の統轄及び代表）が根拠と理解している。 ○ 法律上の権限というより、その地位の性格を指すで、独立性の高い公安委員会・県警に直ちに知事の権限が及ぶものではない。 ○ 知事が他の執行機関に対して具体的にいかなる権限を持つかは個別の法律によるものであり、公安委員会・県警に対する関与もその範囲に限られる。
5 ○ 公安委員会の管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民県民の意識を代理し、県警察を管理する独立の執行機関としての立場から、各種警察業務について審議し、業務運営が改善的にならないよう厳しくチェックしている。 ○ 本年4月から、定例会開催回数を増加、時間延長を図るとともに、きめ細かな報告を求めるなどとし、管理体制機能強化を図っている。
6 ○ 13都県と同等の条文にすべき根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警が、警察庁の所掌事務について長官の指導監督を受けることが同じ条文とするとの根拠ではない。 ○ 現行条例では訴訟になった場合、具体的立証を求められ、開示請求者も同席する公開裁判の場では立証に使用可能な証拠が制限される結果、立証が透わず敗訴し、非開示とした情報が開示されるおそれが強い。 ○ 治安事象の広域化等に対処するには、全国警察の情報共有が大切。 ○ 開示非開示について相談を生じさせないためには、その取り扱いについて全国的一致を図る必要がある。 ○ 現実に裁判で敗訴したときのみならず、情報が公開されやすい規定となつただけでも、他県警などの情報交換や捜査の連携が阻害される。
7 ○ 条文が異なることによる差	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行条例では訴訟になった場合、具体的立証を求められ、開示請求者も同席する公開裁判の場では立証に使用可能な証拠が制限される結果、立証が透わず敗訴し、非開示とした情報が開示されるおそれが強い。 ○ 現実に裁判で敗訴し、また、情報が公開されやすい規定となつただけでも、他県警などの情報交換や捜査の連携が阻害される。→ 治安低下をもたらす。
8 ○ 裁量権（第一次判断権）を巡る論点の相違	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開示・非開示判断に幅広い裁量権を認めて欲しいと主張しているのではないか。 ○ 公開裁判の場では、開示請求者も県警側証拠を自由に見ることが出来るため、立証に使える証拠が自ずと制限されるので、その対抗上、第一次判断を尊重した規定とする必要がある。
9 ○ 裁判における立証程度の差	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の顧問弁護士は、現行条例と県警察の立証程度の差を入学試験の合格点数に例え、「現行条例では100点を取らなければ合格しないが、県警主張の条文だと70～80点で合格する」と、表現している。

	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 現行条文では、それだけ敗訴の可能性が高い。 <input type="radio"/> 体操に例えると、県警はウルトラCの技があっても、裁判が公開であることからこれが使えず、最初からハンディを負っている。
10 ○	犯罪捜査等情報は、裁判官も適切に判断できる
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 令状請求の司法審査は、警察と裁判官の両者のみで行うものであって、どの様な証拠を出してでも全く問題はない。 <input type="radio"/> 今誰論しているのは、開示請求者も同席する公開の裁判における非開示の立証方法についてであり、令状の司法審査とは全く別ものである。 <input type="radio"/> 令状請求や刑事訴訟において、民事訴訟法に基づき、犯罪の証明、強制処分の必要性等を判断することと、非開示処分取消訴訟において、情報公開条例に基づき、文書を開示することにより生じる公共の安全に対する支障の有無等を判断することは、全く別個の制度であり、県警案でも、裁判所の検査に対するチェック機能を薄れさせることはあり得ない。
11 ○	「捜査情報が阻害され、警察庁や他県警察との連携が困難が困難が困難なくなる」との主張について
12 ○	開示されないことによるリスクの考え方 ～行政機関の恣意的な運用が許されるのではないか
13 ○	警察の持つ情報の内容 ～ 外交・防衛情報も含む (例 防諜活動、国際テロリズム)

<ul style="list-style-type: none"> 開示することにより対抗措置がとられ、行政目的が達成できなくなる情報等、秘密の保持が強く求められている情報が多い。 ○ また、県警察が、公共の安全と秩序の維持の観点から収集保有する情報には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の動向などで外交防衛に影響を与えるもの ・ 外国に置ける国際テロ組織の動向 など、情報公開法5条3号に該当するものもある。 ○ 宮城県条例上の取り扱いについても、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察では、警察が保有する外交防衛情報は、同時に公共安全情報であり、公共安全情報に第一次的判断権の尊重規定があるので國と同じ保護が図られるが、 ・ 知事案では、第一次的判断権の尊重規定がないので、國と同じ保護が図られない。 <p>→ 結果として、警察の保有する外交・防衛情報についても、宮城県条例は情報公開法との間に齟齬を生じる。</p>	<p>※ 議会では答弁していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アメリカは、情報自由法（FOIA）において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査中の刑事案件の記録であって、捜査対象が捜査に気づいておらず、記録の存在を開示すると執行手続を妨げると合理的に予見できる場合 ・ 邊境捜査局の保有する記録であって、対外諜報活動、防諜活動又は国際テロリズムに關係し、当該記録の存在が大統領命令による秘密指定が行われた情報である場合 等の機微にわたる記録については、記録が存在しても不存在と回答することを認めており、公共安全情報について特別の配慮がなされている。 ○ カナダは、情報へのアクセス法において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 國際問題、防衛及び國家安全保障の阻害 と同様に、 ・ 法執行、調査の実施又は行刑施設の安全の阻害 を理由として、行政機關の長が不開示決定を行った場合には、裁判所は、行政機關の長が記録の不開示を決定するための「合理的な理由」を有するか否かを審査することに限定され、公共安全情報に特別の配慮がなされている。 ○ ニュージーランドは、行政情報に関する法律において、内閣総理大臣又は司法長官が、開示請求に係る情報を公開することにより、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の安全若しくは防衛又は政府の國際關係 ・ 犯罪の予防、捜査又は懲罰 を書するおそれがあると認定した場合には、オンブズマン（不服申立受理機関）は、当該情報の公開を勧告してはならないとされており、公共安全情報に特別の配慮がなされている。
14 ○ 外国の法制度	

15 ○ 警察改革への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日、警察刷新会議から「警察刷新に関する緊急提言」が提出され、警察庁から「情報公開の推進」等を内容とする「警察改革要綱」が示された。 ○ 警察行政の円滑な運営のために、情報の公開は重要なことと考えており、実施機関に加わることについては異論はない。 ○ 今回実施機関に入るための制度や仕組みについて、真剣に検討している。 ○ 情報公開条例の実施を待つまでもなく、ホームページ等を活用した情報提供施策の充実を図ることとしている。 ○ 公安委員会としても、適切に情報公開が推進されるよう厳しく管理監督していく。
16 ○ 情報公開法の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開法要綱案の規定は、「要綱案の考え方」の中で述べられているように、行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定であると承知している。 ○ また、法案で現行規定のようにされたのは、「行政機関の長の裁量を尊重する趣旨を明確にしたため」であるとも承知している。 ○ 野党からの共同修正案は承知しているが、衆議院では全会一致、参議院では賛成多数（反対者1名）で可決成立了。 ○ 今後の見直しは、法の附則で4年後を目途として、特に公共安全情報の規定だけではなく、法全体を対象としているものである。



資料 5

府内各局部課長 殿

(参考送付先)

各附属機関の長

各地方機関の長

各都道府県警察の長

警察庁丙総発第60号

平成12年10月26日

警察庁長官官房長

警察庁訓令・通達公表基準について

「警察改革の推進について」(平成12年8月25日付け警察庁甲官発第320号、甲生発第95号、甲刑発第30号、甲交発第5号、甲備発第42号、甲情発第31条)が発出され、警察改革要綱に「情報公開の推進」として「施策を示す訓令、通達の公表」が盛り込まれたところである。国民の理解と協力を得るために、警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行という要請にこたえ、積極的に情報公開を推進することが不可欠であることから、このたび、別添のとおり「警察庁訓令・通達公表基準」を制定し、平成12年11月1日から実施することとしたので、適切な運用を図られたい。

別添

警察庁訓令・通達公表基準

1 目的

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁の訓令等について、原則として公表することにより、国民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 用語の定義

次に定めるほか、「霞が関 WAN 用 LAN システム運用要領の一部改正について」(平成12年2月22日付け警察庁丙情管発第11号)に定めるところによる。

(1) 通達

所管の機関又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とする文書。したがって、単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等は通達には該当しない。

○「通達」に該当しない例

- ・法令成立の通知（解釈・運用等に関する事項を含まないもの）
- ・会議等の開催通知

(2) 警察庁の施策を示す通達

警察庁の発出する通達のうち、警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いたもの。

「警察庁の施策を示す通達」に該当しない通達の例としては、以下のようなものが挙げられる。

① 警察庁の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関する通達

（例）警察庁職員の勤務時間等に関するもの

警察庁職員の給与支給の手続に関するもの

警察庁における予算執行の手續に関するもの

なお、内部管理事務について、全国的な基準を設定したり、その改善・充実を図るため都道府県警察に対して発せられる指示等は、「警察庁の施策を示す通達」に該当する。

② 専ら技術的・補足的事項を定める通達

（例）電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の

制定、入力帳票の記入要領等)

犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

③ その他国民生活に影響を及ぼさない通達

(例) 業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

3 公表範囲

- (1) 警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達（以下「訓令等」という。）のうち、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものについては、全文を公表する。
- (2) 訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 警察庁の施策を示す通達に当たらない通達についても、国民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努める。

4 公表時期・公表期間

- (1) 本基準の施行後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- (2) 本基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令等については、本基準の施行後順次公表する。
- (3) 公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置を執ることとする。

5 公表方法

- (1) 訓令等の主管課は、霞ヶ関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバ（以下「警察庁ホームページ」という。）に公表しようとする訓令等に係るWEBページを掲載するとともに、当該訓令等を警察庁文書閲覧窓口に備

え付けて一般の閲覧に供することにより、訓令等を公表する。

(2) 訓令等に係る WEB ページの警察庁ホームページへの掲載及び訓令等の警察庁文書閲覧窓口への備付けの手続については、別に定めるところによる。

(3) 行政情報所在案内（クリアリング）システムへの掲載

公表する訓令等については、別に定めるところにより、訓令等ごとにクリアリングデータを行政情報所在案内（クリアリング）システム（以下「クリアリングシステム」という。）に掲載することとする。ただし、本基準の施行前に発出された訓令等については、一括してクリアリングデータをクリアリングシステムに掲載し、訓令等ごとのクリアリングデータの掲載は要しないこととする。

写 資 料 6

庁内各局部課長 殿

(参考送付先)

各附属機関の長

各地方機関の長

各都道府県警察の長

警察庁丁総発第177号

警察庁丁情管発第382号

平成12年10月26日

警察庁長官官房総務課長

警察庁情報通信局情報管理課長

警察庁訓令・通達公表基準の運用について

このたび、「警察改革の推進について」(平成12年8月25日付け警察庁甲官発第320号、甲生発第95号、甲刑発第30号、甲交発第5号、甲備発第42号、甲情発第31号)を受けて、「警察庁訓令・通達公表基準について」(平成12年10月26日警察庁丙総発第60号。以下「基準」という。)が発出されたところであるが、基準の具体的な運用の要領は下記のとおりであるので、適切な実施を図られたい。

記

1 用語の定義

基準に定めるところによる。

2 概要の公表について

訓令等に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条各号に掲げる不開示情報(以下単に「不開示情報」という。)が含まれる場合、基準に基づき公表する概要是、不開示情報を除いて訓令等の要旨、項目等を簡潔に記載したものとする。

3 複数の課が共管する訓令等の公表について

訓令等の主管課は、他課と共に管する訓令等について、基準に基づきその全文又は概要を公表しようとする場合は、当該訓令等を共管する他の課と協議するものとする。

4 霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバへの掲載と行政情報所在案内(クリアリング)システムへの掲載

訓令等のWEBページの霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバ(以下「警察庁ホームページ」という。)への掲載及び行政情報所在案内(クリアリング)システムへの掲載については、「霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバに係るWEBページの掲載基準の制定について」(平成9年7月18日付け警察庁丁総発第132号、丁情管発第380号)及び

「行政情報所在案内（クリアリング）システム掲載要領の制定について」（平成12年2月22日付け警察庁丁総発第34号、丁情管発第81号）にかかるとおりとする。

- (1) 訓令等の主管課は、基準に基づき訓令等を公表しようとするときは、当該訓令等について全文又は概要に係るWEBページ及び当該訓令等のクリアリングデータを作成し、当該WEBページ及びクリアリングデータを、別記様式1「訓令等に係るWEBページ等の掲載依頼書」（以下「掲載依頼書」という。）に添えて、長官官房総務課（以下「総務課」という。）に提出するものとする。
- (2) 総務課は、掲載依頼書等の確認を行った後速やかに、掲載依頼書並びにWEBページ及びクリアリングデータを、情報通信局情報管理課（以下「情報管理課」という。）に送付する。
- (3) 情報管理課は、掲載依頼書等の送付を受けた後速やかに、警察庁ホームページへのWEBページの掲載等に必要な処理を行う。
- (4) 訓令等の主管課は、訓令等の有効期限が掲載依頼書に記載されているときを除き、公表した訓令等を廃止したときは、別記様式2「訓令等に係るWEBページ等の削除依頼書」（以下「削除依頼書」という。）を総務課を経由して情報管理課に提出するものとする。情報管理課は、掲載依頼書に記載された有効期限が経過したとき又は削除依頼書の送付を受けたときは、速やかに必要な処理を行う。
- (5) 訓令等の主管課は、既に公表されている訓令等の有効期限が延長された場合は、掲載依頼書を総務課を経由して情報管理課に提出するものとする。情報管理課は、掲載依頼書の内容に従って、必要な処理を行う。

5 警察庁文書閲覧窓口への備付け

総務課は、4(1)において訓令等の主管課から送付を受けた当該訓令等に係るWEBページの内容を印刷したものと併せて、「公文書等の閲覧手続について」（昭和57年1月11日付け警察庁丁総発第5号）に基づき、閲覧目録を整備するものとする。

6 基準施行前に発出された訓令等の取扱い

基準の施行前に発出された訓令等については、総務課で取りまとめてWEBページ及びクリアリングデータを掲載するので、別途連絡する。

別記様式1

訓令等に係るWEBページ等の掲載依頼書

新規掲載 掲載期間変更等		(該当に○印)	総務課	(広報)	
依頼年月日	平成 年 月 日				
名称					
発出年月日	平成 年 月 日				
文書番号					
全文・概要別	全文 · 概要 (該当に○印)				
掲載期間	(有効期限が定められている場合) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
ファイル名					
レコード識別ID					
特記事項					
担当者	(所属)		(係名)		
	(氏名)		(電話)		
削除年月日	平成 年 月 日 (情報管理課記入)				

【記入要領】

- ・「新規掲載・掲載期間変更等」欄…いずれか該当する方を○で囲む。
- ・「依頼年月日」欄…掲載依頼書を総務課に提出した日付を記入する。
- ・「名称」欄…公表しようとする訓令等の名称を記入する。
- ・「発出年月日」欄…訓令等の発出年月日を記入する。
- ・「文書番号」欄…訓令等の文書番号を記入する。連名通達の場合は主管局部（課）の文書番号に「等」を付すこととする。
- ・「全文・概要別」欄…全文の公表か、概要の公表か、該当する方を○で囲む。
- ・「掲載期間」欄…特定の日に掲載を希望する場合は始期を記入する。情報管理課における掲載のための作業が終了次第掲載を希望する場合は依頼年月日を記入する。訓令等の有効期限が定められている場合は終期を記入する。有効期限が定められていない場合は終期の記入を要しない。
- ・「ファイル名」欄…訓令等の全文又は概要に係る WEB ページのファイル名を記入する。本文と別添等で別々のファイルを作成したときは、どの部分のファイル名かを明らかにした上で、すべてのファイル名を記入する。(別添「WEB ページのファイル名の付け方」参照)
例) 本文 soumu20001101-1.pdf
別添 soumu20001101-2.pdf
- ・「レコード識別 ID」欄…クリアリングデータのレコード識別 ID を記入する。
(クリアリングデータ作成プログラムによりクリアリングデータを作成すると、自動的に付与される。)
- ・「特記事項」欄…その他 WEB ページ等の掲載に関し希望する事項があれば記入する。
- ・「担当者」欄…担当所属名(訓令等の主管課)、係名(訓令等の担当係)、氏名(担当者氏名)、電話(問合せ先警電番号)を記入する。

別記様式2

訓令等に係るWEBページ等の削除依頼書

		総務課	(広報)
依頼年月日	平成 年 月 日		
名 称			
発出年月日	平成 年 月 日		
文書番号			
削除年月日	平成 年 月 日 (WEBページ等の削除を希望する日付)		
ファイル名			
レコード識別 ID			
特記事項			
担当者	(所属)		(係名)
	(氏名)		(電話)
削除年月日	平成 年 月 日 (情報管理課記入)		

別添

WEB ページのファイル名の付け方

- 訓令に係る WEB ページのファイル名は、訓令の発出年の西暦、kunrei、訓令番号、ハイフン、訓令の主管課の名称(又は略称)をローマ字表記したもの(各課ごとに統一すること)に拡張子 (.pdf 又は.html) を付することとする。

例) 平成 12 (2000) 年訓令第 1 号 (人事課主管) : 2000kunrei1-jinji.html

昭和 31 (1956) 年訓令第 12 号(総務課主管) : 1956kunrei12-soumu.pdf

- 通達に係る WEB ページのファイル名は、同じファイル名を他課で使用することはできないので、原則として、通達の主管課の名称(又は略称)をローマ字表記したもの(各課ごとに統一すること。)のあとに、発出年月日 (西暦、月、日)、拡張子 (.pdf 又は.html) を付すこととする。同日に複数の通達を発出したり、一通達について複数のファイルを作成した場合は、拡張子の前にハイフンと番号を付し、各ファイルを区別する。

例) 平成 12 (2000) 年 11 月 1 日に総務課で発出した通達(1 本目)

: soumu20001101-1.pdf

同日に同課で発出した通達(2 本目)

: soumu20001101-2.pdf

平成 11 (1999) 年 10 月 31 日に情報管理課で発出した通達(本文)

: joukan19991031-1.html

同通達の別紙 : joukan19991031-2.pdf

平成12年9月18日
情報公開準備室

執務法令集の今後の取扱いについて

警察庁において作成又は取得する執務法令集については、今後下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 定義

執務法令集とは、所掌事務に係る法令、通達、質疑応答、統計等が掲載されており、職員が執務の参考として利用することを目的として、一定以上の部数を製本して発行したもの（発行者の名義を問わない。）をいう。

2 情報公開法における「行政文書」該当性について

執務法令集のうち不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び職員が個人的に用いるものとして保有されているものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条における行政文書に該当せず開示請求の対象とならない。ただし、市販されない執務法令集であって各所属において組織として共用されているもの及び当該法令集の原議（過去に発行されたものを含む。）については、行政文書に該当する。

3 不開示情報が記録された行政文書の掲載について

不特定多数の者に販売又は配布され公にされている執務法令集に記録された情報については、一般に情報公開法5条各号に該当しないことになると考えられる。したがって、不開示情報が記録された行政文書については、部内限りで使用される執務法令集に限って、その掲載を認めることとする。

4 不開示情報を含む執務法令集の保秘上の措置

- (1) 不開示情報のうち機密の程度が高いものを記録した執務法令集については、執務室外への持ち出し禁止、複写の禁止、ナンバリングによる管理等の組織的な管理を行うこととし、職員個人に配布し又は購入して個人管理に委ねることのないようにする。
- (2) (1)以外の執務法令集については、(1)と同様に組織的な管理を行うことを原則とするが、当該執務法令集の性格上職員個人に配布又は購入させる必要性が高いものについては、職員個人に管理させることができることとする。

なお、職員個人に管理させるものについては、部内用であることを明記するなどの確な流出防止を講じるとともに、その内容を見直し、可能な限り開示情報のみを掲載することについて検討することとする。

警察関係文書に関する訴訟状況一覧

H12.10.25

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨等
宮城	取消訴訟	石查明定	<p>【H8.6.24】 「警察本部総務課職員の出張に関する一切の資料（平成6、7年度）及び旅費受領代理人普通預金通帳（平成5、6、7年度）」を開示請求</p> <p>【H8.7.5】 案例2条2項の公文書としては、該当する文書が存在しないとして、開示しない処分</p> <p>【H8.7.23】 提訴</p> <p>【H10.4.14】 一番判決 警察の文書については勝訴</p> <p>【H10.4.14】 原告控訴 弁論8回、H11.11.4弁論終結、H12.3.17言渡し予定</p> <p>【H12.3.17】 控訴審判決 開示しない処分を取り消す（逆転敗訴）</p> <p>【H12.3.31】 一番被告上告せず確定</p>	<p>【争点】 条例2条2項は、情報公開の対象となる公文書の要件として、実施機関の職員が職務上作成、取得した文書であり、実施機関において管理しているものであることと定めているが、県公安委員会（警察本部）は、右実施機関ではないし、その職員が、知事部局に併任され、知事の権限に属する歳出予算の執行を補助しているからといって、これらの文書を知事が作成、管理しているとはいえない。</p> <p>【控訴審】 県警本部職員が補助執行文書として作成、取得する文書については、特段の事情がない限り、少なくとも、被控訴人ないしその部局の職員が直接作成、取得する文書と、情報公開の関係において、これを別異に扱うべき理由はない。</p> <p>文書の決裁・供覧及び管理の事務についても、県警本部職員がその作成、取得と一連の手続としてこれらの事務を行っている以上、これらの事務に關しても、当該職員は、被控訴人部局の職員としての職務を担当・遂行していると解すべく、したがって、これらの文書は、県条例2条2項の要件を満たすものと解するのが相当である。</p>

都道府県 宮城	訴訟種別 取消訴訟	審級等 訴審	訴訟に至る経緯・訴訟の状況 【H8.10.15】 「警察本部総務室の食糧費支出に関する一切の資料（平成7年度）」を開示請求。 【H8.10.29】 「警察本部総務室の食糧費に係る支出命令書及び支出負担行為兼支出命令決議書（平成7年度）」と特定し、決議書については、開示により、警察活動の実態が明らかになり、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持及び警察活動に支障を生ずるおそれがある（条例9条4号、7号）として非開示。その他の文書については、不存在。	判示要旨 【争点】 ・決議書以外の文書の公文書該当性 ・決議書の条例9条4号（犯罪の予防・捜査等情報）及び7号（事務事業情報）該当性 【一審判示】 ・被告は本件資料を予算執行文書として保管する権限及び責任があり、必 要に応じて、これを取り寄せることが可能であるから、本件資料は、実施 機関である被告において保管されているものというべきである。 ・決議書に記録されている情報のうち、受取人を特定し得る情報は、4号 に該当するが、警察職員に関する情報はこれに該当せず、その余の情報（ 時期、金額、用途に関する情報）は、特定の警察文書についてには同号に該 当する情報が記録されている可能性はあるものの、すべての警察文書にこ れに該当する情報が記録されているとはいえない。 ・特定の警察文書については7号に該当する情報が記録されている可能性 はあるものの、すべての警察文書にこれに該当する情報が記録されていと はいえない。
			<p>【H8.12.26】 提訴 弁論18回 H11.11.2弁論終結</p> <p>【H12.4.25】 一審判決 【H12.5.9】 一審原告敗訴部分（相手方情報）控訴 一審原告敗訴部分（相手方情報）控訴</p>	

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
東京	取消訴訟	右雀定	<p>【H9.5.14】 「出納長室保管の警視庁企画課の95年度の管外出張費・随時の協議等の飲食費の支出に関する一切の資料」を開示請求</p> <p>【H9.5.27】 旅費～支出命令書、旅行命令簿及び旅費請求内訳書兼領收書</p> <p>飲食費～支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書と特定し、旅費関係文書については公共安全情報（4号）、事務事業情報（8号）に該当、飲食費関係文書については存在しないとして非開示決定</p> <p>【H9.6.5】 提訴</p> <p>【H11.3.30】 一審判決</p> <p>【H11.4.】 原告控訴</p> <p>【H11.11.30】 控訴審判決（控訴棄却）</p> <p>【H11.12.1】 一審原告上告、上告受理申立て</p> <p>【H12.1.31】 上告、上告受理申立て却下</p> <p>【H12.2.8】 一審原告、即時抗告せず、確定</p>	<p>【争点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 対象文書を被告が管理しているか。 2 対象文書記載の情報が条例所定非開示事由に該当するか。 <p>【一審判示】</p> <p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠によれば、随時の協議等の飲食費の支出はなく、これに係る資料も存在しなかつたことが認められる。 ・本件開示請求においては、「出納長室保管の」という限定を付しております、「管理」の意義を検討するまでもなく本件開示請求の対象文書に該当しない。 <p>2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件旅費支出命令書に記録された情報をもつて、8号に規定する監査、検査、取締り等の事務事業に關する情報ということはできない。 ・比較的希な通信機器の配置、運用、修理等に關する内容、時期及び場所（東京からの距離）を推測させる情報を開示すると犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。 ・会議の内容、時期、場所、関係職員を特定する情報を開示すると、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれを否定できない。 <p>【控訴審判示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例9条4号該当性の解釈は、犯罪予防、捜査との具体的な関連性が想定できるような文書と同じ程度の文書に限定する根拠はなく、その文理からいは、直接的あるいは間接的に公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を含む文書ないしは当該情報記載部分を非開示としたものと解すべきである。

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
東京	取消訴訟	石雀	<p>【H9.10.22】</p> <p>①「東京都における駐車違反のレッカーレンタル料金（移動措置料金）の算出根拠がわかる公文書（手数料原価計算書）」の開示を請求</p> <p>【H9.10.29】</p> <p>②「バーキング・メーター作動手数料及びバーキング・チケット発給手数料の算出根拠がわかる公文書（手数料原価計算書）」</p> <p>【H9.10.29】</p> <p>①について、条例9条7号（意思形成過程等情報）8号（行政運営情報）に該当するとして一部非開示決定</p> <p>②について、すでに廃棄し、不存在として非開示決定</p> <p>【H10.1.22】 提訴</p> <p>【H11.1.28】 一審判決（双方控訴）</p> <p>【H11.11.25】 控訴審判決（控訴棄却）</p> <p>【H11.12.10】 双方上告せず～確定</p> <p>【H11.12.24】 ①を開示</p> <p>【H9.11.10】</p> <p>①について、条例9条7号（意思形成過程等情報）8号（行政運営情報）に該当するとして一部非開示決定</p> <p>②について、すでに廃棄し、不存在として非開示決定</p> <p>【H10.1.22】 提訴</p> <p>【H11.1.28】 一審判決（双方控訴）</p> <p>【H11.11.25】 控訴審判決（控訴棄却）</p> <p>【H11.12.10】 双方上告せず～確定</p> <p>【H11.12.24】 ①を開示</p>	<p>【争点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用算出情報の非開示情報（条例9条7号、8号）該当性 バーキング手数料文書の存否及びこれに記録された非開示情報該当性 <p>【一審判示】</p> <p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> 道交法51条15項は、納付命令事務の大量反復性及び費用の定型性にかかるが、「実費を勘案して」納付すべき金額を定めることができるとしており、費用の算定に当たって特別の専門技術的裁量を要することは認められない。 将来における移動措置料の改定は、移動措置に要する実費の変動によるべきところ、現在の実費に関する資料が公開されることにより、将来の実費の算定が妨げられる理由はない。 開示によって、当該事務事業に係る意思形成に支障を生じさせることなく、また、将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じさせるものでもない。 費用の算定事務の性質上、関連情報を開示することが当該事務事業の目的に照らして相当でないとして列挙された事務事業に該当するものと解することはできない。 <p>2について</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料決定の事務が終了後、現在までの間に廃棄し、現存しないことが認められる。 条例は実施機関において「管理」している文書について開示請求権を認めたものであり、作成した部署における存否、管理状態の探索までの義務を「管理」の概念に含めることはできない。 <p>【控訴審判示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 異動措置費用は実際に要する費用の額を基礎に計算されることが法律上要請されているのであり、その算出に当たって格別「行政内部の専門技術的な配慮」とか「公共性に関する配慮」を要し、そのため費用算出情報が開示されると将来の移動措置費用算定事務事業の意思形成及び円滑な執行に不当な影響を及ぼすと解することはできない。

都道府県	訴訟種別	審 級 等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判 示 要旨
新 潟	取消訴訟	一 審 審 理 受 領 者	<p>【H12.6.16】 「平成11年10月から平成12年3月までに支出した警務部総務課職員の出張旅費と食料費に関する一切の資料(復命書も含む)」</p> <p>【H12.6.26】 非開示決定 (文書不存在) 【H12.8.1】 提訴</p>	<p>【争点】 条例2条2項の「公文書」該当性</p> <p>【争点】 ・ 本件文書の管理主体（訴えの利益の有無） ・ 条例9条2号、3号、4号、8号所定の非開示条項に該当するか。 【一番判示】 ・ 地方自治法上、公文書類は法令に別に定めのない限り、総括的には知事が保管権限を持つこと、予算調整権・予算執行権は知事に専属していること、住民訴訟等において知事は法的責任を問われる立場にあること等から、予算執行に関する文書は知事が保管権限を有すると解され、本件文書は知事が管理している。</p>
静 岡	取消訴訟	上告期間中	<p>【H8.10.15】 「平成7年度静岡県警察本部警務部総務課の旅費、食糧費、使用料及び賃借料の支出に関する一切の資料」</p> <p>【H8.11.26】 文書を支払票及び請求書等と特定し、文書を請求</p> <p>【H9.1.20】 実施機関でない警察の活動に関する文書を知事が開示すると両者間の信頼関係を損ね、県政の円滑な運営に支障が生じる。（9条8号）</p> <p>・ 特定の個人が識別される。（9条2号） ・ 業者の事業活動上の支障が生ずる。（9条3号） ・ 犯罪の予防等に支障が生じる。（9条4号） として非開示決定</p> <p>【H9.1.20】 异議申立て 【H9.5.28】</p> <p>県出納局会計課が保管していた本件各文書を県警本部会計課に移管</p> <p>【H10.5.22】 審査会答申（非開示決定は妥当） 【H10.6.15】 异議申立てを棄却する決定 提訴</p> <p>【H10.9.14】 【H12.3.23】 一審判決（被告敗訴） 【H12.3.31】 被告控訴 【H12.8.28】 控訴審第3回弁論で終結 【H12.10.25】 控訴審判決（一審被告敗訴）</p>	<p>【争点】 ・ 本件文書の開示請求の対象となっている警察文書の中には、9条4号に該当する情報が記録されているものが存在する高度の蓋然性が認められるものの、被告は警察文書それについて個別的な立証を行つておらず、右文書を具体的に特定することができないから9条4号により警察文書全てを非開示とした本件処分は違法であり、また、本件各文書が同条2号、3号及び8号に該当する情報が記録されていることは認められない。</p> <p>・ ただし、食料費の支出、使用料・賃借料の支出の相手方である債主の住所、氏名(事業所名)、振込先銀行名、預金口座の種別、口座番号等については9条3号及び4号に該当すると認められ、これを非開示とした処分は適法である。</p> <p>【控訴審判示】 ・ 旅費代理受領者の郵便番号、債権者コード、住所、支払い形態及び預金口座情報は公務員の公務遂行に係わるものであるが、純然たる私事にわたるものであることが明らかであるから、非開示とすべきものである。</p> <p>・ その余については原判決支持。</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
石川	取消訴訟	一番 新規	<p>【H8.10.15】 支出命令票（懇談経費に係るもの） 県警本部総務課の平成7年度分（返納分を含む） 同並支出命令票（旅費に係るもの） 県警本部総務課の平成7年度分（返納分を含む） の開示を請求</p> <p>【H8.11.13】 社会的危害防止情報（9条4号）国等協力関係情報 （同5号）行政執行情報（同8号）該当として非公開 決定</p> <p>【H9.1.22】 異議申立て 【H10.7.17】 審査会、部分公開の答申 【H10.12.16】 同一文書の開示請求 【H10.12.24】 決定期間の延長通知（同種訴訟の判決を 考慮して決定ができる日まで）</p> <p>【H11.3.16】 異議申立てに係る不作為の違法確認、決定期間延長 処分の取消、損害賠償を求め提訴。 【H11.10.15】 判決（損害賠償を除き被告敗訴） 【H11.11.4】 異議申立て棄却の決定 H10.12.16の開示請求に対し非公開決定 【H12.1.31】 提訴（非公開決定の取消）</p>	<p>【争点】 本件各文書の条例9条4号、5号及び8号該当性</p> <p>等</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
三重	取消訴訟	上告審 最高裁	<p>【H8.8.19】 「平成7年4月1日から平成8年6月30日までの三重県警察本部警務部総務課・会計課・警務課の食糧費の支出命令書とその添付書類」の開示を請求。</p> <p>【H8.9.2】 県から開示請求書の送付を受けた県警察は、受理できない旨の通知書を添付して県に返送し、県は右通知書の写しを添付して開示請求書を返送。</p> <p>【H8.10.15】 提訴</p> <p>【H11.2.18】 一審判決（請求棄却）</p> <p>【H11.2.23】 原告控訴</p> <p>【H11.10.28】 控訴審判決（控訴棄却）</p> <p>【H11.11.8】 原告上告、上告受理申立て</p> <p>【H11.12.20】 上告のみ取下げ</p>	<p>【争点】</p> <p>1 非開示処分の有無 2 公文書該当性の有無</p> <p>【一審判示】</p> <p>1について 被告は開示請求を受け、これを県警察本部に返送し、結局は開示請求書を原告に返還する措置に至らしめたのであるから、被告は、本件開示請求に対して、これを拒絶する態度を表明したものとして、非開示処分を行ったものと認めるのが相当。</p> <p>2について 知事部局の吏員としての併任のない県警察本部の職員は、実施機関としての知事部局の職員としての地位を有さず、条例2条2項の「実施機関の職員」に当たらず、その作成し、取得した文書も「実施機関の職員」が職務上作成あるいは取得した文書にあたらない。</p> <p>「実施機関において管理しているもの」とは「現実に実施機関において当該機関の文書管理規定等によって管理しているもの」をいうと解すべきところ、平成8年4月1日以降は警察本部に関する証拠書類等は県警本部の文書管理規定により、県警察本部に保管され、被告は現実に管理していかなかったから、本件各文書は「実施機関において管理しているもの」に該当しない。よって、本件各文書は「公文書」には該当しない。</p> <p>【控訴審判示】</p> <p>条例2条2項は「実施機関において管理しているもの」と規定しており、「実施機関において管理する権限を有するもの」とは規定していないから、文理上右条項が権限の有無に着目して定められているとは解されない。</p>

都道府県	訴訟種別	審 級 等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判 示 要 目	等
滋 滋	取消訴訟	右雀定	<p>【H8.10.15】 「県警総務課の平成7年度の旅費・懇談会費の支出に関する一切の資料」の開示を請求</p> <p>【H8.10.29】 犯罪の予防・捜査等に支障が生じる（条例6条3号）として非開示を決定</p> <p>【H8.11.15】 异議申立て</p> <p>【H10.1.22】 提訴</p> <p>【H10.3.31】 春查会、部分開示の答申</p> <p>【H10.5.25】 异議申立てに対し棄却の決定</p> <p>【H11.10.18】 一審判決</p> <p>【H11.11.1】 双方控訴</p> <p>【H12.3.23】 第2回弁論で終結</p> <p>【H12.6.8】 控訴審判決（ほぼ一審判決支持）</p> <p>【H12.6.26】 双方に上告せず確定</p>	<p>【争点】 本件公文書の条例6条3号該当性 【一審判示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察職員の特定や支払の相手方の特定に関する情報 平穏な市民生活、社会の風紀等に対する障害を除去する警察活動等が阻害され、または効率的に行なわれなくなるおそれがある。 支払等の時期や支出の金額に関する情報 犯罪行為の発生を未然に防止する活動や捜査が阻害されたり、効率的に行われなくなるおそれがある。 その余は公開しない理由はない。 <p>懇談会費</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察職員の特定や支払の相手方の特定に関する情報 平穏な市民生活、社会の風紀等に対する障害を除去する警察活動等が阻害され、または効率的に行なわれくなるおそれがある。 支払等の時期や支出の金額に関する情報 懇談会費の支出と捜査活動との関連性は薄い。 関係者や関係施設への工作妨害、襲撃、嫌がらせ等がされるおそれがあることまでではない。 その余を公開しない理由はない。 <p>公開請求の趣旨</p> <p>部分開示によって原告の公開請求の趣旨を損なうとはいえない。</p>	

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨等
島根	取消訴訟	一審 松江地裁	<p>【H11.12.17】 「1994、1995年度、島根県警本部で実施した飲酒を伴う懇談会の関係文書一切」を開示請求</p> <p>【H11.12.27】 対象文書を「支出負担行為兼支出命令書」「請求書及び明細書」「出席者名簿」と特定し、条例9条2号(個人情報)3号(法人情報)4号(公共安全情報)5号(国際関係情報)7号(事務事業情報)に該当するとして非開示処分</p> <p>【H12.1.13】 提訴</p> <p>【H12.8.25】 請求の一部減縮 (時期、支払額、請求明細部分のみの処分取消しに減縮)</p> <p>【H12.10.11】 第3回弁論準備手続、次回弁論(12.11)で終結予定</p>	<p>【争点】 本件各文書の条例9条2号、3号、4号、5号及び7号該当性</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
高 知	取消訴訟	一 審 高知地裁	<p>【H11.11.30】 「平成11年4月1日から11月30までの信号機の設置に関する支出に係る書類で、出納室で保管しているもの」を開示請求</p> <p>【H11.12.14】 出納室において、県警が作成した支出命令書の副本及び支出個別表を管理しているが、公安委員会は実施機関でないことから、条例の趣旨により不受理とした</p> <p>【H12.1.19】 提訴</p> <p>【H12.3.3】 不受理決定を撤回</p> <p>【H12.3.6】 部分開示決定</p> <p>【H12.3.10】 第1回弁論</p> <p>被告は訴えの却下を主張、原告は「県側が請求を不受理としたことの違法性を追求していく」として弁論続行を主張（弁論続行）</p>	<p>【争点】 訴えの利益の有無</p>
高 知	取消訴訟	一 審 高知地裁		<p>【争点】 本件各文書の各非開示事項該当性</p> <p>【H12.2.2】 「出納室が保管する平成7年度の県警本部食料費の支出に関する全ての資料」を開示請求</p> <p>【H12.3.13】 請求文書を①支出命令書または支出負担行為決議書兼支出命令書、②請求書、③支出個別表と特定し、旧条例6条2号（個人情報）、3号（法人情報）、4号（公共安全情報）該当及び新条例7条（非開示部分を除いた部分の有意な情報の開示）非該当として非開示決定</p> <p>【H12.3.21】 提訴</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
福岡	取消訴訟	審査 福岡高裁	<p>【H8.10.14】 「福岡県警察本部総務課の平成7年度の懇談会費及び旅費の支出に係る支出証拠書類一切」の開示を請求</p> <p>【H8.10.28】 知事部局において管理していないという理由を記載した公文書不存在作成通知書を交付</p> <p>【H9.1.24】 提訴</p> <p>【H11.4.26】 一審判決</p> <p>【H11.5.6】 被告控訴</p> <p>【H12.7.18】 控訴審弁論終結（弁論5回）</p> <p>【H12.10.31】 控訴審判決言渡し予定</p>	<p>【争点】</p> <p>1 通知の处分性 2 文書の公文書性</p> <p>【一審判示】</p> <p>1について 請求者としての地位を一方的に否定する行為であつて、請求者の法律上の地位に直接影響を及ぼすものであるから、右通知は、実質的には公文書を開示しない旨の決定として行政処分に当たる。</p> <p>2について 財務規則中には、出納長が支払い決定をした後に、支出証拠書類を財務担当課に返還ないし送付すべき旨を定めた規定が存在しないことと、平成8年10月1日以前には、支出証拠書類は、すべて出納事務局において保管し、出納事務局以外の所属の閲覧等については、出納事務局の承認が必要とされる取扱いがされていたことに照らすと、財務規則131条は、収入及び支出に関する書類について出納長及び出納員が管理すべきことを定める規定であると解するのが相当。</p> <p>福岡県警察文書管理規定は訓令にすぎないから、これによつて、福岡県財務規則に定められた支出証拠書類の管理主体を変えることはできない。平成8年10月1日以後、本件各文書は県警会計課に移管されているが、本件移管が財務規則131条に適合するものとすれば、本件移管によって、支出証拠書類は、財務規則にいう本庁である県警本部に置かれた出納員又はその財務担当課に置かれた出納員を補助する経理員が管理しているものと考えるほかなく、本件移管後も被告において本件各文書を管理しているということができる。</p>

H12.10.25

警察関係文書に関する訴訟状況一覧

都道府県 宮城	訴訟種別 取消訴訟	審級等 確定	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨等
			【H8.6.24】 「警察本部総務課職員の出張に関する一切の資料（平成6、7年度）及び旅費受領代理人普通預金通帳（平成5、6、7年度）」を開示請求	【争点】 条例2条2項にいう公文書といえるか。 【一審判示】 条例2条2項は、情報公開の対象となる公文書の要件として、実施機関の職員が職務上作成、取得した文書であり、実施機関において管理しているものであることと定めているが、県公安委員会（警察本部）は、右実施機関ではないし、その職員が、知事部局に併任され、知事の権限に属する歳出予算の執行を補助しているからといって、これらの文書を知事が作成、管理しているとはいえない。
			【H8.7.5】 条例2条2項の公文書としては、該当する文書が存在しないとして、開示しない処分	【控訴審】 県警本部職員が補助執行文書として作成、取得する文書については、手段の事情がない限り、少なくとも、被控訴人ないしその部局の職員が直接作成、取得する文書と、情報公開の関係において、これを別異に扱うべき理由はない。
			【H8.7.23】 提訴	文書の決裁・供覽及び管理の事務についても、県警本部職員がその作成、取得と一連の手続としてこれらの事務を行っている以上、これら的事務に關しても、当該職員は、被控訴人部局の職員としての職務を担当・遂行していると解すべく、したがって、これらの文書は、県条例2条2項の要件を満たすものと解するのが相当である。
			【H10.4.14】 警察の文書については勝訴	
			【H10.4.14】 原告控訴 弁論8回、H11.11.4弁論終結、H12.3.17言渡し予定	
			【H12.3.17】 控訴審判決 開示しない処分を取り消す（逆転敗訴）	
			【H12.3.31】 一審被告上告せず確定	

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	【争点】	判示	要旨	等
宮城	取消訴訟	審 仙台高裁	<p>【H8.10.15】 「警察本部総務室の食糧費支出に関する一切の資料（平成7年度）」を開示請求。</p> <p>【H8.10.29】 「警察本部総務室の食糧費に係る支出命令書及び支出負担行為兼支出命令決議書（平成7年度）」と特定し、決議書については、開示により、警察活動の実態が明らかになり、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持及び警察活動に支障を生ずるおそれがある（条例9条4号、7号）として非開示。その他の文書については、不存在。</p> <p>【H8.12.26】 提訴 弁論18回 H11.11.2弁論終結</p> <p>【H12.4.25】 一審判決 【H12.5.9】 一審原告敗訴部分控訴せず 一審原告敗訴部分（相手方情報）控訴</p>	<p>【一審判示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告は本件資料を予算執行文書として保管する権限及び責任があり、必要に応じて、これを取り寄せることが可能であるから、本件資料は、実施機関である被告において管理されているものというべきである。 決議書に記録されている情報のうち、受取人を特定し得る情報は、4号に該当するが、警察職員に関する情報はこれに該当せず、その余の情報（時期、金額、用途に関する情報）は、特定の警察文書については同号に該当する情報が記録されている可能性はあるものの、すべての警察文書にこれに該当する情報が記録されているとはいえない。 特定の警察文書については7号に該当する情報が記録されている可能性はあるものの、すべての警察文書にこれに該当する情報が記録されていはない。 			

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
東京	取消訴訟	否確定	<p>【H9.5.14】 「出納長室保管の警視庁企画課の95年度の管外支出張 旅費・随時の協議等の飲食費の支出に関する一切の資料」を開示請求</p> <p>【H9.5.27】 旅費～支出命令書、旅行命令書及び旅費請求内訳書兼 領收書</p> <p>飲食費～支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書 と特定し、旅費関係文書については公共安全情報（4 号）、事務事業情報（8号）に該当、飲食費関係文書 については存在しないとして非開示決定</p> <p>【H9.6.5】 提訴</p> <p>【H11.3.30】 一審判決</p> <p>【H11.4.】 原告控訴</p> <p>【H11.11.30】 控訴審判決（控訴棄却）</p> <p>【H11.12.1】 一審原告上告、上告受理申立て</p> <p>【H12.1.31】 上告、上告受理申立て却下</p> <p>【H12.2.8】 一審原告、即時抗告せず、確定</p>	<p>【争点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象文書を被告が管理しているか。 対象文書記載の情報が条例所定非開示事由に該当するか。 <p>【一審判示】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1について <ul style="list-style-type: none"> 証拠によれば、随時の協議等の飲食費の支出はなく、これに係る資料も存在しなかつたことが認められる。 本件開示請求においては、「出納長室保管の」という限定を付しており、「管理」の意義を検討するまでもなく本件開示請求の対象文書に該当しない。 2について <ul style="list-style-type: none"> 本件旅費支出された情報をもつて、8号に規定する監査、検査、取締り等の事務事業に関する情報ということはできない。 比較的希な通信機器の配置、運用、修理等に関する内容、時期及び場所（東京からの距離）を推測させると犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。 会議の内容、時期、場所、関係職員を特定する情報を開示すると、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれを否定できない。 <p>【控訴審判示】</p> <p>条例9条4号該当性の解釈は、犯罪予防、検査との具体的な関連性が想定できるような文書と同じ程度の文書に限定する根拠はなく、その文理からは、直接的あるいは間接的に公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を含む文書ないしは当該情報記載部分を非開示としたものと解すべきである。</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
東京	取消訴訟	確定	<p>【H9.10.22】</p> <p>①「東京都における駐車違反のレッカーレンタル料金（移動措置料金）の算出根拠がわかる公文書（手数料原価計算書）」の開示を請求 【H9.10.29】</p> <p>②「バーキング・メーター作動手数料及びバーキング・チケット発給手数料の算出根拠がわかる公文書（手数料原価計算書）」</p> <p>③について、条例9条7号（意思形成過程等情報）8号（行政運営情報）に該当するとして一部非開示決定 【H9.11.10】</p> <p>④について、すでに廃棄し、不存在として非開示決定 【H10.1.22】 提訴</p> <p>【H11.1.28】 一審判決（双方控訴）</p> <p>【H11.11.25】 控訴審判決（控訴棄却）</p> <p>【H11.12.10】 双方上告せず～確定</p> <p>【H11.12.24】 ①を開示</p> <p>②について</p> <p>手数料決定の事務が終了後、現在までの間に廃棄し、現存しないことが認められる。</p> <p>【控訴審判示】</p> <p>異動措置費用は実際に要する費用の額を基礎に計算されることが法律上要請されているのであり、その算出に当たつて格別「行政内部の専門技術的な配慮」とか「公共性に関する配慮」を要し、そのため費用算出情報が開示されると将来の移動措置費用算定事務の意思形成及び円滑な執行に不当な影響を及ぼすと解することはできない。</p>	<p>【争点】</p> <p>1 費用算出情報の非開示情報（条例9条7号、8号）該当性 2 バーキング手数料文書の存否及びこれに記録された非開示情報該当性 【一審判示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道交法51条15項は、納付命令事務の大量反復性及び費用の定型性にかかるがみ、「実費を勘案して」納付すべき金額を定めることができるとしており、費用の算定に当たつて特別の専門技術的観量を要するとは認められない。 将来における移動措置料の改定は、移動措置に要する実費の変動によるべきところ、現在の実費に関する資料が公開されることにより、将来の実費の算定が妨げられる理由はない。 開示によって、当該事務事業に係る意思形成に支障を生じさせるものではなく、また、将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じせるものでもない。 費用の算定事務の性質上、関連情報を開示することが当該事務事業の目的に照らして相当でないとして列挙された事務事業に該当するものと解することはできない。 <p>【控訴審判示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例は実施機関において「管理」している文書について開示請求権を認めたものであり、作成した部署における存否、管理状態の探索までの義務を「管理」の概念に含めることはできない。 異動措置費用は実際に要する費用の額を基礎に計算されることが法律上要請されているのであり、その算出に当たつて格別「行政内部の専門技術的な配慮」とか「公共性に関する配慮」を要し、そのため費用算出情報が開示されると将来の移動措置費用算定事務の意思形成及び円滑な執行に不当な影響を及ぼすと解することはできない。

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨等
栃木	取消訴訟	一審 宇都宮地裁	<p>【H12.6.16】 「平成11年10月から平成12年3月までに支出した警務部総務課職員の出張旅費と食料費に関する一切の資料（復命書も含む）」 【H12.6.26】非開示決定（文書不存在） 【H12.8.1】提訴</p>	<p>【争点】 条例2条2項の「公文書」該当性</p> <p>【審判示】 本件文書の管理主体（訴えの利益の有無） 条例9条2号、3号、4号、8号所定の非開示条項に該当するか。</p>
静岡	取消訴訟	上告期間中 宇都宮地裁	<p>【H8.10.15】 「平成7年度静岡県警察本部警務部総務課の旅費、食糧費、使用料及び賃借料の支出に関する一切の資料」 の開示を請求</p> <p>【H8.11.26】 文書を支出票及び請求書等と特定し、 実施機関でない警察の活動に関する文書を知事が開示すると両者間の信頼関係を損ね、県政の円滑な運営に支障が生じる。（9条8号） 特定の個人が識別される。（9条2号） 業者の事業活動上の支障が生ずる。（9条3号） 犯罪の予防等に支障が生じる。（9条4号） として非開示決定</p> <p>【H9.1.20】異議申立て</p> <p>【H9.5.28】 県出納局会計課が保管していた本件各文書を県警本部会計課に移管</p> <p>【H10.5.22】審査会答申（非開示決定は妥当） 【H10.6.15】異議申立てを棄却する決定 【H10.9.14】提訴</p> <p>【H12.3.23】一審判決（被告敗訴） 【H12.3.31】被告控訴 【H12.8.28】控訴審第3回弁論で終結</p> <p>【H12.10.25】控訴審判決（一審被告敗訴）</p>	<p>【争点】 本件文書は法令に別に定めのない限り、総括的には知事が保管権限を持つこと、予算調整権・予算執行権は知事に専属していること、住民訴訟等において知事は法的責任を問われる立場にあること等から、予算執行に関する文書は知事が保管権限を有すると解され、本件文書は知事が管理している。</p> <p>地方自治法上、公文書類は法令に別に定めのない限り、総括的には知事が保管権限を持つこと、予算調整権・予算執行権は知事に専属していること、住民訴訟等において知事は法的責任を問われる立場にあること等から、予算執行に関する文書は知事が保管権限を有すると解され、本件文書は知事が管理している。</p> <p>本件で開示請求の対象となっている警察文書の中には、9条4号に該当する情報が記録されているもののが存在する高度の蓋然性が認められるものの、被告は警察文書それについて個別的な立証を行つておらず、右文書を具体的に特定することができないから9条4号により警察文書全般を非開示とした本件処分は違法であり、また、本件各文書が同条2号、3号及び8号に該当する情報が記録されているとは認められない。</p> <p>ただし、食料費の支出、使用料・賃借料の支出の契約の相手方である債主の住所、氏名（事業所名）、振込先銀行名、預金口座の種別、口座番号等については9条3号及び4号に該当すると認められ、これを非開示とした処分は適法である。</p> <p>【控訴審判示】 旅費代理受領者の郵便番号、債権者コード、住所、支払い形態及び預金口座情報は公務員の公務遂行に係わるものであるが、純然たる私事にわたるものであることが明らかであるから、非開示とすべきものである。</p> <p>その余については原判決支持。</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	【争点】判示要旨等
石川	取消訴訟	一審 鉄城	<p>【H8.10.15】 支出命令票（懲罰経費に係るもの） 県警本部総務課の平成7年度分（返納分を含む） 併並支出命令票（旅費に係るもの） 県警本部総務課の平成7年度分（返納分を含む） の開示を請求</p> <p>【H8.11.13】 社会的危害防止情報（9条4号）国等協力関係情報 （同5号）行政執行情報（同8号）該当として非公開 決定</p> <p>【H9.1.22】 異議申立て</p> <p>【H10.7.17】 審査会、部分公開の答申</p> <p>【H10.12.16】 同一文書の開示請求</p> <p>【H10.12.24】 決定期間の延長通知（同種訴訟の判決を 考慮して決定ができる日まで）</p> <p>【H11.3.16】 異議申立てに係る不作為の違法確認、決定期間延長 处分の取消、損害賠償を求め提起。</p> <p>【H11.10.15】 判決（損害賠償を除き被告敗訴）</p> <p>【H11.11.4】 異議申立て棄却の決定</p> <p>【H10.12.16】 の開示請求に対し非公開決定</p> <p>【H12.1.31】 提訴（非公開決定の取消）</p>	<p>【争点】 本件各文書の条例9条4号、5号及び8号該当性</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	【争点】	判示	要旨	等
三重	取消訴訟	上告審 最高裁	<p>【H8.8.19】 「平成7年4月1日から平成8年6月30日までの三重県警察本部警務部総務課・会計課・警務課の食糧費の支出命令書とその添付書類」の開示を請求。</p> <p>【H8.9.2】 県から開示請求書の送付を受けた県警察は、受理できぬ旨の通知書を添付して県に返送し、県は右通知書の写しを添付して開示請求書を返送。</p> <p>【H8.10.15】 提訴</p> <p>【H11.2.18】 一審判決（請求棄却）</p> <p>【H11.2.23】 原告控訴</p> <p>【H11.10.28】 控訴審判決（控訴棄却）</p> <p>【H11.11.8】 原告上告、上告受理申立て</p> <p>【H11.12.20】 上告のみ取下げ</p>	<p>1 非開示処分の有無 2 公文書該当性の有無</p> <p>【一審判示】</p> <p>1について 被告は開示請求を受け、これを県警察本部に返送し、結局は開示請求権を原告に返還する措置に至らしめたのであるから、被告は、本件開示請求に対して、これを拒絶する態度を表明したものとして、非開示処分を行ったものと認めるのが相当。</p> <p>2について 知事部局の吏員としての併任のない県警察本部の職員は、実施機関としての知事部局の職員としの地位を有さず、条例2条2項の「実施機関の職員」に当たらず、そのため作成し、取得した文書も「実施機関の職員」が職務上作成あるいは取得した文書にあたらない。</p> <p>「実施機関において管理しているもの」とは「現実に実施機関において当該機関の文書管理制度等によって管理しているもの」をいうと解すべきところ、平成8年4月1日以降は警察本部に関する証拠書類等は県警本部の文書管理制度により、県警察本部に保管され、被告は現実に管理していないから、本件各文書は「実施機関において管理しているもの」に該当しない。</p> <p>よって、本件各文書は「公文書」には該当しない。</p> <p>【控訴審判示】</p> <p>条例2条2項は「実施機関において管理しているもの」と規定しており、「実施機関において管理する権限を有するもの」とは規定していないから、文理上右条項が権限の有無に着目して定められているとは解されない。</p>			

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
滋賀	取消訴訟	石雀定	<p>【H8.10.15】 「県警総務課の平成7年度の旅費・懇談会費の支出に関する一切の資料」の開示を請求</p> <p>【H8.10.29】 犯罪の予防・捜査等に支障が生じる（条例6条3号）として非開示を決定</p> <p>【H8.11.15】 异議申立て</p> <p>【H10.1.22】 提訴</p> <p>【H10.3.31】 審査会、部分開示の答申</p> <p>【H10.5.25】 异議申立てに対し棄却の決定</p> <p>【H11.10.18】 一審判決</p> <p>【H11.11.1】 双方控訴</p> <p>【H12.3.23】 第2回弁論で終結</p> <p>【H12.6.8】 控訴審判決（ほぼ一審判決支持）</p> <p>【H12.6.26】 双方上告せず確定</p>	<p>【争点】 本件公文書の条例6条3号該当性 【一審判示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察職員の特定や支払の相手方の特定に関する情報 平穏な市民生活、社会の風紀等に対する障害を除去する警察活動等が阻害され、または効率的に行なわれなくなるおそれがある。 支払等の時期や支出の金額に関する情報 犯罪行為の発生を未然に防止する活動や捜査が阻害されたり、効率的に行われなくなるおそれがある。 その余は公開しない理由はない。 懇談会費 警察職員の特定や支払の相手方の特定に関する情報 平穏な市民生活、社会の風紀等に対する障害を除去する警察活動等が阻害され、または効率的に行なわれくなるおそれがある。 支払等の時期や支出の金額に関する情報 懇談会費の支出と捜査活動との関連性は薄い。 関係者や関係施設への工作妨害、襲撃、嫌がらせ等がされるおそれがあるとまではいえない。 その余を公開しない理由はない。 公開請求の趣旨 部分開示によって原告の公開請求の趣旨を損なうとはいえない。

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨
島根	取消訴訟	一審 控訴	<p>【H11.12.17】 「1994、1995年度、島根県警本部で実施した飲酒を伴う懇談会の関係文書一切」を開示請求</p> <p>【H11.12.27】 対象文書を「支出負担行為兼支出命令書」「請求書及び明細書」「出席者名簿」と特定し、条例9条2号(個人情報)3号(法人情報)4号(公共安全情報)5号(国等関係情報)7号(事務事業情報)に該当するとして非開示処分</p> <p>【H12.1.13】 提訴</p> <p>【H12.8.25】 請求の一部減縮 (時期、支払額、請求明細部分のみの処分取消しに減縮)</p> <p>【H12.10.11】 第3回弁論準備手続、次回弁論(12.11)で終結予定</p>	<p>【争点】 本件各文書の条例9条2号、3号、4号、5号及び7号該当性</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨等
高 知	取消訴訟	一 審 高知裁	<p>【H11.11.30】 「平成11年4月1日から11月30日までの信号機の設置に関する支出に係る種類で、出納室で保管しているもの」を開示請求</p> <p>【H11.12.14】 出納室において、県警が作成した支出命令書の副本及び支出個別表を管理しているが、公安委員会は実施機関でないことから、条例の趣旨により不受理とした</p> <p>【H12.1.19】 提訴</p> <p>【H12.3.3】 不受理決定を撤回</p> <p>【H12.3.6】 部分開示決定</p> <p>【H12.3.10】 第1回弁論</p> <p>被告は訴えの却下を主張、原告は「県側が請求を不受理としたことの違法性を追求していく」として弁論続行を主張（弁論続行）</p>	<p>【争点】 訴えの利益の有無</p>
高 知	取消訴訟	一 審 高知裁	<p>【H12.2.2】 「出納室が保管する平成7年度の県警本部食料費の支出に関する全ての資料」を開示請求</p> <p>【H12.3.13】 請求文書を①支出命令書または支出負担行為決議書兼支出命令書、②請求書、③支出個別表と特定し、旧条例6条2号（個人情報）、3号（法人情報）、4号（公共安全情報）該当及び新条例7条（非開示部分を除いた部分の有意味な情報の開示）非該当として非開示決定</p> <p>【H12.3.21】 提訴</p>	<p>【争点】 本件各文書の各非開示事項該当性</p>

都道府県	訴訟種別	審級等	訴訟に至る経緯・訴訟の状況	判示要旨等
福岡	取消訴訟	控訴審 福岡地裁	<p>【H8.10.14】 「福岡県警察本部総務課の平成7年度の懇談会費及び旅費の支出に係る支出証拠書類一切」の開示を請求 【H8.10.28】 知事部局において管理していないという理由を記載した公文書不存在作成通知書を交付</p> <p>【H9.1.24】 提訴</p> <p>【H11.4.26】 一審判決 【H11.5.6】 被告控訴</p> <p>【H12.7.18】 控訴審弁論終結（弁論5回） 【H12.10.31】 控訴審判決言渡し予定</p>	<p>【争点】</p> <p>1 通知の処分性 2 文書の公文書性</p> <p>【一審判示】</p> <p>1について 請求者としての地位を一方的に否定する行為であって、請求者の法律上の地位に直接影響を及ぼすものであるから、右通知は、実質的には公文書を開示しない旨の決定として行政処分に当たる。</p> <p>2について 財務規則中には、出納長が支払い決定をした後に、支出証拠書類を財務担当課に返還なしし送付すべき旨を定めた規定が存在しないこと、平成8年10月1日以前には、支出証拠書類は、すべて出納事務局において保管し、出納事務局以外の所属の閲覧等については、出納事務局の承認が必要とされる扱いがされていたことに照らすと、財務規則131条は、収入及び支出に関する書類について出納長及び出納員が管理すべきことを定める規定であると解するのが相当。</p> <p>福岡県警察文書管理規定は訓令にすぎないから、これによつて、福岡県財務規則に定められた支出証拠書類の管理主体を変えることはできない。</p> <p>平成8年10月1日以降、本件各文書は県警会計課に移管されているが、本件保管が財務規則131条に適合するものとすれば、本件保管によって、支出証拠書類は、財務規則にいう本庁である県警本部に置かれた出納員又はその財務担当課に置かれた出納員を補助する経理員が管理しているものと考えるほかなく、本件保管後も被告において本件各文書を管理しているといふことができる。</p>

情報公開担当者会議 会 議 資 料	情報公開条例改正に伴う警察の対応	平成12年10月27日 宮城県警察本部
----------------------	------------------	------------------------

1 条例改正経過等

H10.12.25	情報公開審査会（諮問機関）が「情報公開の在り方に関する建議」提出
H11. 2.15	知事記者会見「公安委員会は加えない、犯罪捜査情報は現行のまま」
H11. 3. 5	情報公開条例の一部を改正する条例可決（H11.7.1施行）
H12. 3.17	仙台高裁判決（旅費文書は条例の対象文書 H12.3.31判決受け入れ決定）
H12. 4.18	「公安委員会（県警察）が情報公開制度の対象となる場合に必要とされる仕組みについて」要請文書を公安委員長、本部長連名で提出
H12. 4.25	仙台地裁判決（食糧費文書は条例の対象文書 H12.5.9判決受け入れ決定）
H12. 4.28	情報公開審査会（県警要望の8項目について審議）
H12. 5. 8	食糧費訴訟控訴及び条例改正に伴う必要な仕組みについて要請（トップ会談）
H12. 5.22	知事部局から「条例改正案」提示
H12. 5.31	旅費・食糧費開示（平成6～7年度総務課旅費、平成7年度総務室食糧費）
H12. 6. 2	本部長が条例改正に関する申し入れ（トップ会談2回目）
H12. 6. 5	6月議会条例改正案提案断念（知事記者会見～警察との協議不調を理由）
H12. 7.17	情報公開調整委員会（知事部局）で意見陳述
H12. 7.24	法令審査会（知事部局）で意見陳述
H12. 7.27	情報公開審査会で意見陳述
H12. 8.24	トップ会談3回目（協議不調）
H12. 8.31	トップ会談4回目（協議不調）
H12. 9. 1	9月議会条例改正案提案（知事記者会見～捜査等情報は現行規定のまま）
H12. 9.14	9月定例議会開会（9.14～10.6 会期延長10日まで）
H12. 9.29	情報公開条例改正案特別委員会設置（9.29～10.7）
H12.10. 7	修正案（自民党等3会派提案）賛成多数で可決
H12.10.10	修正案本会議で賛成多数で可決
	知事再議権行使（修正案否決、原案否決～両案とも廃案）

2 論点

《犯罪捜査等情報（非開示規定）をめぐる主張の相違点》

県警察（情報公開法と同様規定）	知事案（現行条例の規定のまま）
・・・その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	・・・その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
○実施機関の第一次的判断が尊重される規定が必要である。	●犯罪予防、捜査情報の特殊性・重大性に十分配慮した規定であり、改正の必要はない。
○裁判の場において、公開可能な情報によって非開示処分の立証を行うことは極めて困難である。	●非開示情報を全く出さずに、キーワードを示すなどして具体的に立証することは可能である。
○警察業務の特殊性・全国的な統一性から、国の制度と整合性を図る必要がある。	●自治体警察であり、法や他県との横並びに拘束される必要はない。
○国や他県で非開示と認められる情報が本県で開示される可能性が高い。	●犯罪予防、捜査情報を非開示に出来る十分な規定である。
○他県警と情報交換が阻害され、本県に情報提供することを差し控える可能性があり、治安維持に支障が生ずる。	●犯罪の予防、捜査等に本当に必要な情報は提供されるはずであり、治安維持に支障が生ずるとは考えられない。
○相当性の立証責任があり、恣意的な判断は許されない。	●広い裁量権を与えると恣意的な運用がある可能性がある。
○警察不祥事と情報公開のシステムをどのようにするかは、別の問題であり、県民の安全確保の観点から考えるべきものである。	●警察の不祥事が発生し社会情勢が変化しており、国の立法時と状況が違う。警察の裁量を広く認める規定では県民の理解が得られない。

3 反省教訓

4 今後の取組み

- ・12月議会で第一次的判断を尊重する規定の制定を図るべく知事部局との再協議
- ・情報公開準備作業の推進

情報公開担当者会議 会議資料	情報公開条例改正に伴う警察の対応	平成12年10月27日 宮城県警察本部
-------------------	------------------	------------------------

1 条例改正経過等

H10.12.25	情報公開審査会（諮問機関）が「情報公開の在り方に関する建議」提出
H11. 2.15	知事記者会見「公安委員会は加えない、犯罪捜査情報は現行のまま」
H11. 3. 5	情報公開条例の一部を改正する条例可決（H11.7.1施行）
H12. 3.17	仙台高裁判決（旅費文書は条例の対象文書 H12.3.31判決受け入れ決定）
H12. 4.18	「公安委員会（県警察）が情報公開制度の対象となる場合に必要とされる仕組みについて」要請文書を公安委員長、本部長連名で提出
H12. 4.25	仙台地裁判決（食糧費文書は条例の対象文書 H12.5.9判決受け入れ決定）
H12. 4.28	情報公開審査会（県警要望の8項目について審議）
H12. 5. 8	食糧費訴訟控訴及び条例改正に伴う必要な仕組みについて要請（トップ会談）
H12. 5.22	知事部局から「条例改正案」提示
H12. 5.31	旅費・食糧費開示（平成6～7年度総務課旅費、平成7年度総務室食糧費）
H12. 6. 2	本部長が条例改正に関しての申し入れ（トップ会談2回目）
H12. 6. 5	6月議会条例改正案提案断念（知事記者会見～警察との協議不調を理由）
H12. 7.17	情報公開調整委員会（知事部局）で意見陳述
H12. 7.24	法令審査会（知事部局）で意見陳述
H12. 7.27	情報公開審査会で意見陳述
H12. 8.24	トップ会談3回目（協議不調）
H12. 8.31	トップ会談4回目（協議不調）
H12. 9. 1	9月議会条例改正案提案（知事記者会見～捜査等情報は現行規定のまま）
H12. 9.14	9月定例議会開会（9.14～10.6 会期延長10日まで）
H12. 9.29	情報公開条例改正案特別委員会設置（9.29～10.7）
H12.10. 7	修正案（自民党等3会派提案）賛成多数で可決
H12.10.10	修正案本会議で賛成多数で可決 知事再議権行使（修正案否決、原案否決～両案とも廃案）

2 論点

《犯罪捜査等情報（非開示規定）をめぐる主張の相違点》

県警案（情報公開法と同様規定）	知事案（現行条例の規定のまま）
・・・その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	・・・その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
○実施機関の第一次的判断が尊重される規定が必要である。	●犯罪予防、捜査情報の特殊性・重大性に十分配慮した規定であり、改正の必要はない。
○裁判の場において、公開可能な情報によって非開示処分の立証を行うことは極めて困難である。	●非開示情報を全く出さずに、キーワードを示すなどして具体的に立証することは可能である。
○警察業務の特殊性・全国的な統一性から、国の制度と整合性を図る必要がある。	●自治体警察であり、法や他県との横並びに拘束される必要はない。
○国や他県で非開示と認められる情報が本県で開示される可能性が高い。	●犯罪予防、捜査情報を非開示に出来る十分な規定である。
○他県警と情報交換が阻害され、本県に情報を提供することを差し控える可能性があり、治安維持に支障が生ずる。	●犯罪の予防、捜査等に本当に必要な情報は提供されるはずであり、治安維持に支障が生ずるとは考えられない。
○相当性の立証責任があり、恣意的な判断は許されない。	●広い裁量権を与えると恣意的な運用がされる可能性がある。
○警察不祥事と情報公開のシステムをどのようにするかは、別の問題であり、県民の安全確保の観点から考えるべきものである。	●警察の不祥事が発生し社会情勢が変化しており、国の立法時と状況が違う。警察の裁量を広く認める規定では県民の理解が得られない。

3 反省教訓

4 今後の取組み

- ・ 12月議会で第一次的判断を尊重する規定の制定を図るべく知事部局との再協議
- ・ 情報公開準備作業の推進